

令和 5 年

第 4 回海老名市議会定例会

議 案 書



議事日程第1号（令和5年第4回海老名市議会定例会第1日）

令和5年12月6日（水）午前9時30分開議

- 日程第1 議案第54号 工事請負契約の変更について（海老名市中学校給食調理施設建設工事（建築））  
(以上1件総務常任委員会報告)
- 日程第2 議案第64号 海老名市一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第65号 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正について
- 日程第4 議案第66号 海老名市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第5 議案第67号 海老名市住みよいまちづくり条例の一部改正について
- 日程第6 議案第68号 海老名市学校給食費に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第69号 海老名市食の創造館設置条例の一部改正について
- 日程第8 議案第70号 指定管理者の指定について（海老名市立えびな市民活動センター）
- 日程第9 議案第71号 指定管理者の指定について（海老名中央公園地下駐車場）
- 日程第10 議案第72号 指定管理者の指定について（海老名市立中央図書館）
- 日程第11 議案第73号 指定管理者の指定について（海老名市立有馬図書館及び門沢橋コミュニティセンター）
- 日程第12 議案第74号 市道の路線認定について（市道2770号線）
- 日程第13 議案第75号 海老名市土地開発公社の解散について
- 日程第14 議案第76号 海老名市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第15 議案第77号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第16 議案第78号 令和5年度海老名市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第17 議案第79号 令和5年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第3号）
- 日程第18 議案第80号 令和5年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算（第  
3号）
- 日程第19 議案第81号 令和5年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計補正予  
算（第2号）
- 日程第20 議案第82号 令和5年度海老名市公共下水道事業会計補正予算（第2  
号）



令和5年11月27日

海老名市議会議長

森 下 賢 人 殿

総務常任委員会

委員長 倉 橋 正 美

### 委 員 会 審 査 報 告 書

議案第54号 工事請負契約の変更について（海老名市中学校給食調理施設建設工事（建築））

本委員会は、令和5年11月22日（令和5年第3回臨時会）に付託された上記議案を審査した結果、原案可決することに決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。



議案第 6 4 号

海老名市一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の  
一部改正について

海老名市一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 1 2 月 6 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため



海老名市一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例

海老名市一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第14条第2項中「（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくするものに限る。次項及び第24条において同じ。）の定め合計」を「の定め合計（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくするものに限る。次項、次条、第24条及び第24条の2において同じ。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第14条の2 給与条例第17条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、同条第3項中「期末手当」とあるのは、「勤勉手当」と読み替えるものとする。

第24条第1項中「この条」の次に「及び次条」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第24条の2 給与条例第17条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡

を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、同条第3項中「期末手当」とあるのは、「勤勉手当」と読み替えるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 2 海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。



議案第 6 5 号

地方税法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる 寄附金を受け入れる 特定  
非営利活動法人等を定める 条例の一部改正について

地方税法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる 寄附金を受け入れる 特定非営利活動  
法人等を定める 条例の一部を改正する 条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 1 2 月 6 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

地方税法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる 寄附金を受け入れる 特定非営利活動  
法人として定める 特定非営利活動法人を新たに追加したいため

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定  
非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動  
法人等を定める条例（平成27年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

特定非営利活動法人 g r a n d - m e r e	海老名市中新田一丁目 13番19号	令和5年1月1日から令 和7年7月31日まで
----------------------------------	----------------------	---------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 66 号

海老名市国民健康保険条例の一部改正について

海老名市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 12 月 6 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

国民健康保険法の改正により、退職被保険者の被扶養者に係る規定を廃止するため

## 海老名市国民健康保険条例の一部を改正する条例

海老名市国民健康保険条例（昭和34年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の2を削る。

第8条第4号中「法」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 67 号

海老名市住みよいまちづくり条例の一部改正について

海老名市住みよいまちづくり条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 12 月 6 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

開発事業の基準について見直しを行いたいため



## 海老名市住みよいまちづくり条例の一部を改正する条例

海老名市住みよいまちづくり条例（平成30年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「開発事業を」を「ものを」に改める。

第7条第5号を次のように改める。

(5) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する  
立地適正化計画

第7条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 海老名市景観条例（平成21年条例第18号）第6条の景観推進計画

第8条第2項中「前項の」を削り、同条第10項前段中「協議会の」を削る。

第10条第2項中「申請書による」を削る。

第11条第2項中「手続」を「認定の手続」に改める。

第13条第6項中「又は」の次に「第4項の」を加え、同条第8項中「をした」を「を受けた」に、「第2項の」を「した第2項の規定による」に改める。

第14条第2項中「、当該地区内」を「当該地区内」に、「、当該施設」を「当該施設」に改め、同条第6項中「規定により」を「規定による」に改める。

第16条第2項中「手続」を「認定の手続」に改める。

第18条第1項中「事項の」を「事項を」に改める。

第19条第1項中「ところによる」を削る。

第21条第1項中「第19条第11項」を「第19条第10項」に、「前条第8項」を「前条第7項」に改める。

第22条第1項中「第21条の5」を「第21条の3」に改め、同条第3項第1号中「3,000平方メートル以上」の次に「5,000平方メートル未満」を加え、同条第4項中「ところによる」を削る。

第23条前段中「規定は、都市計画の決定等の原案」の次に「の提案」を加え、「かかる」を「係る」に改める。

第26条の見出しを「(市のまちづくり重点計画の案の作成)」に改め、同条第1項及び第2項中「まちづくり重点地区の計画概要」を「まちづくり重点計画の案」に改め、同条第3項中「まちづくり重点地区の計画概要」を「まちづくり重点計画の案」に、「計画概要」を「当該案」に改め、同条第5項中「当該申出書に対する」を「規則で定める」に改める。

第27条第1項中「まちづくり重点計画案」を「まちづくり重点計画」に改める。

第29条第1項中「特性」を「目的」に改め、同条第3項中「第7条第1項」を「第7条」に改める。

第30条第1項中「別表第1の11宅地開発事業」を「別表第1の11の項」に、「で定められた」を「の」に改め、同条第2項中「開発事業に伴う地区計画等の」を削る。

第32条第1項中「第7条第1項」を「第7条」に改める。

第33条第1項中「ところによる」を削り、同条第2項中「前項の」を「前項の規定による」に改める。

第34条中「及び」を「又は」に改める。

第35条中「別表第1の5遊技場及び同表の6ラブホテルについて、第33条第1項の構想届が別表第2に掲げる区域(以下「建築等抑制区域」という。)において行われるときは」を「別表第2に掲げる区域(以下「建築等抑制区域」という。)において、別表第1の5の項及び6の項の事業に係る構想届が提出されたときは」に改める。

第36条第1項中「ところにより、開発基本計画書」を「計画書(以下「開発基本計画書」という。)」に改め、同条第2項中「前項の開発基本計画書の」を「前項の規定による」に改める。

第37条第1項中「開発基本計画書の」を「規定による」に改める。

第38条第1項及び第39条第1項中「当該開発基本計画書」を「開発基本計画書

」に改める。

第40条第1項中「第36条の」を削り、「第7条第1項」を「第7条」に改める。

第41条中「、規則で定めるところにより」を削る。

第42条第1項中「前条の開発基本計画書の」を「前条の規定による」に改める。

第43条中「又は」を削る。

第45条第1項中「当該開発事業事前協議書」を「開発事業事前協議書」に改め、同条第2項中「、説明会」を「、同項の説明会」に、「十分な説明」を「十分な周知」に改める。

第49条第2項中「第7条第1項」を「第7条」に改める。

第50条第1項中「事前協議実施通知書」を「規則で定める事前協議実施通知書」に改める。

第53条中「開発事業適合（修正）通知書」を「規則で定める開発事業適合（修正）通知書」に改める。

第54条中「開発事業事前協議書」を「同意及び協議書」に改める。

第55条第4項中「第54条」を「前条」に改め、同条第7項中「縦覧する」を「公衆の縦覧に供する」に改める。

第56条中「開発事業廃止届を市長に提出しなければならない」を「市長に届け出なければならない」に改める。

第58条第1項中「かかる」を「係る」に改める。

第59条第1項中「で行った」を「の規定により行った」に改める。

第60条第3項中「完了検査終了通知書」を「規則で定める完了検査終了通知書」に、「是正通知書」を「規則で定める是正通知書」に改める。

第61条第1項中「かかる」を「係る」に、「完了検査終了通知」を「完了検査終了通知書」に、「基づく開発許可」を「規定する許可」に改める。

第67条中「で規定の」を「に規定する」に改める。

第68条第1項第2号中「のうち」を「にかかわらず」に改め、同条第2項中「括弧書きの」を「に規定する」に改め、同条第3項中「第29条の2第1項第1号」を

「第29条の2第1項第2号」に改める。

第69条第1項中「第6号」の次に「並びに第2項第3号」を加え、同条第3項中「規定のうち」を「規定にかかわらず」に改め、同項第3号ただし書中「本文の3パーセント以上を」を削り、同項第4号中「の規定により公園又は緑地と見なすことができる用地」を「に規定する空地」に改め、同号ただし書中「本文の3パーセント以上を6パーセント以上の面積」を「「3パーセント以上」とあるのは「6パーセント以上」と読み替えるもの」に改める。

第71条中「行う」の次に「公共施設管理者の」を加え、「又は、別表第1」を「並びに別表第1」に改める。

第74条中「行き止まり道路の延長が35メートル未満のときは終端部に、35メートル以上60メートル以下のときは中間部と終端部にそれぞれ」を「終端部に」に改める。

第75条第2項及び第3項中「前項による」を「前項に規定する」に改める。

第77条ただし書中「3パーセントを6パーセント」を「「3パーセント」とあるのは「6パーセント」と読み替えるもの」に改める。

第78条第3号中「そのほか」を「その他」に改める。

第79条第1項中「例によるものとする」を「規定を準用する」に改める。

第83条第1号中「第33条第1項の特定開発事業構想届」を「構想届」に改め、同条第2号中「第36条第1項の」を削り、「に規定する周知」を「の規定による標識の設置」に改め、同条第4号中「及び第45条第1項、第2項」を「並びに第45条第1項及び第2項」に改める。

第85条第1項中「（以下この条において「立入検査」という。）」を削り、同条第2項中「規定により立入検査」を「規定による検査」に改める。

別表第1特定開発事業の部1の項及び2の項中「第9条第10項」を「第9条第11項」に、「同条第11項」を「同条第12項」に改め、同表大規模開発事業の部10の項を次のように改める。

10 単身者	事業区域が500平方メートル以上で1戸あたり	30メートル
--------	------------------------	--------

世帯向け 共同住宅	の専用床面積が35平方メートル未満の住戸のみ で構成される共同住宅（寄宿舍、長屋を含む。 ）	以内
--------------	--	----

別表第3の7の項中「25メートル」の次に「ごと」を加え、同表の11の項中「建築物内の居住が自立した生活が可能となる」を「居住者等が建築物内で一時的な生活を可能とするための物資を保管する」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第74条及び別表第1大規模開発事業の部10の項の規定は、令和6年4月1日以後に第54条に規定する協議の締結をするものについて適用する。

議案第68号

海老名市学校給食費に関する条例の一部改正について

海老名市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年12月6日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

市立中学校における完全給食の実施、食材費高騰に係る学校給食費の額の見直し及び令和6年度における保護者負担軽減のための特例について定めるため

## 海老名市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

海老名市学校給食費に関する条例（平成23年条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（物価高騰に係る令和6年度における学校給食費の特例）

- 4 令和6年度における別表の規定の適用については、同表小学校の項中「53,200円」とあるのは「49,500円」と、同表中学校の項中「63,000円」とあるのは「59,400円」とする。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	年額
小学校	53,200円
中学校	63,000円

備考 この表の右欄に掲げる年額は、児童又は生徒1人当たりの額とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 6 9 号

海老名市食の創造館設置条例の一部改正について

海老名市食の創造館設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 1 2 月 6 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

新たな施設の建設に伴い、施設の名称及び位置を定めたいため



## 海老名市食の創造館設置条例の一部を改正する条例

海老名市食の創造館設置条例（平成24年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表を次のように改める。

名称	位置
海老名市食の創造館	海老名市中新田四丁目12番2号
海老名市食の創造館別館	海老名市中新田四丁目12番3号

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第70号

指定管理者の指定について（海老名市立えびな市民活動センター）

別紙のとおり指定管理者を指定したいため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名市立えびな市民活動センターの指定管理者を指定したいため

## 指定管理者の指定

指定管理者を次のように指定する。

### 1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名称	位置
海老名市立えびな市民活動センター	海老名市さつき町51番地の2

### 2 指定管理者となる団体の名称及び住所

相鉄・コナミスポーツ共同企業体

代表団体 相鉄企業株式会社

代表取締役 齊藤 淳

神奈川県横浜市西区北幸二丁目9番14号

構成団体 コナミスポーツ株式会社

代表取締役社長 室田 健志

東京都品川区東品川四丁目10番1号

### 3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第 7 1 号

指定管理者の指定について（海老名中央公園地下駐車場）

別紙のとおり指定管理者を指定したいため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 6 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名中央公園地下駐車場の指定管理者を指定したいため

## 指定管理者の指定

指定管理者を次のように指定する。

### 1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名称	位置
海老名中央公園地下駐車場	海老名市中央一丁目5番1号

### 2 指定管理者となる団体の名称及び住所

タイムズ24株式会社・タイムズサービス株式会社グループ

代表団体 タイムズ24株式会社

代表取締役 西川 光一

東京都品川区西五反田2丁目20番4号

構成団体 タイムズサービス株式会社

代表取締役 金子 新吾

東京都品川区西五反田2丁目20番4号

### 3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第72号

指定管理者の指定について（海老名市立中央図書館）

別紙のとおり指定管理者を指定したいため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名市立中央図書館の指定管理者を指定したいため

## 指定管理者の指定

指定管理者を次のように指定する。

### 1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名称	位置
海老名市立中央図書館	海老名市めぐみ町7番1号

### 2 指定管理者となる団体の名称及び住所

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

代表取締役 高橋 誉則

大阪府枚方市岡東町12番2号

### 3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第73号

指定管理者の指定について（海老名市立有馬図書館及び門沢橋コミュニティセンター）

別紙のとおり指定管理者を指定したいため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

海老名市立有馬図書館及び門沢橋コミュニティセンターの指定管理者を指定したいため



## 指定管理者の指定

指定管理者を次のように指定する。

### 1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名称	位置
海老名市立有馬図書館	海老名市門沢橋一丁目20番41号
海老名市立門沢橋コミュニティセンター	海老名市門沢橋一丁目20番41号

### 2 指定管理者となる団体の名称及び住所

TRC・相鉄企業体

代表団体 株式会社図書館流通センター

代表取締役 谷一 文子

東京都文京区大塚三丁目1番1号

構成団体 相鉄企業株式会社

代表取締役 斉藤 淳

神奈川県横浜市西区北幸二丁目9番14号

### 3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第 74 号

市道の路線認定について（市道 2770 号線）

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、別紙の市道の路線を認定する。

令和 5 年 12 月 6 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

議会の議決を経た上、路線を認定したいため

### 市道の路線認定

図No.	路線名	起点／終点	幅員 (m)	延長 (m)
1	2770	柏ヶ谷字峰下419番1地先 } 柏ヶ谷字峰下424番12地先	8.02 } 14.82	149.63



【認定理由】

市道2770号線 私道移管に伴う路線の認定のため



議案第 75 号

海老名市土地開発公社の解散について

海老名市土地開発公社を解散するため、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）第 22 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 6 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

議会の議決を経た上、神奈川県知事の認可を受け、解散したいため

(参考)

## 海老名市土地開発公社の概要

### 1 設置根拠

公有地の拡大の推進に関する法律第10条第1項

### 2 所在地

神奈川県海老名市勝瀬175番地の1

### 3 設立年月日

昭和48年3月31日

### 4 目的

公共用地、公用地その他これに準ずる用地の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与すること。

### 5 解散の理由

令和4年第4回海老名市議会定例会において、海老名市公共用地先行取得事業特別会計が設置されたことにより、公共用地等の先行取得が可能になったため

議案第76号

海老名市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、下記の者を海老名市教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年12月6日提出

海老名市長 内野 優

記

住 所 海老名市本郷（以下略）

氏 名 濱 田 望

生 年 昭和32年

提案理由

現委員濱田望氏の任期満了（令和6年1月31日）に伴い、再任命したいため



(参 考)

濱 田 望 略 歴

年月	学歴・職歴
昭和54年 3 月	大学文学部卒業
昭和54年 4 月	海老名市に奉職
平成20年 4 月から 平成21年 3 月まで	駅周辺対策課長
平成21年 4 月から 平成23年 4 月まで	財務部参事兼財政課長
平成23年 5 月から 平成24年 3 月まで	財務部次長兼財政課長事務取扱
平成24年 4 月から 平成26年 3 月まで	経済環境部長
平成26年 4 月から 平成28年 9 月まで	まちづくり部長
平成28年10月から 平成29年 3 月まで	理事（都市・経済担当）兼まちづくり部長
平成29年 3 月	海老名市を定年退職
平成29年 4 月から 令和 2 年 1 月まで	海老名市再任用職員
令和 2 年 2 月から 現在まで	海老名市教育委員会委員

議案第 77 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 5 年 12 月 6 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市東柏ヶ谷二丁目（以下略）

氏 名 藤 田 才

生 年 昭和 27 年

提案理由

現委員藤田才氏の任期満了（令和 6 年 3 月 31 日）に伴い、再推薦したいため

(参 考)

藤 田 才 略 歴

年月	学歴・職歴
昭和46年 3 月	高等学校卒業
昭和46年 3 月から 令和 4 年 6 月まで	民間企業
平成10年 4 月から 平成26年 3 月まで	海老名市青少年指導嘱託員
平成20年 4 月から 平成26年 3 月まで	海老名市青少年指導員連絡協議会会長
平成24年 4 月から 現在まで	人権擁護委員
平成27年 4 月から 令和 3 年 3 月まで	海老名市総合計画審議会委員
平成27年 4 月から 現在まで	海老名市高齢者虐待対策地域連絡会委員
平成28年 4 月から 平成29年 3 月まで	厚木人権擁護委員協議会会計監査
令和 3 年 4 月から 現在まで	海老名市環境審議会委員
令和 4 年11月から 現在まで	海老名市会計年度任用職員

令和5年度海老名市一般会計等補正予算（別冊）

議案第78号 令和5年度海老名市一般会計補正予算（第10号）

議案第79号 令和5年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第80号 令和5年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第81号 令和5年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

議案第82号 令和5年度海老名市公共下水道事業会計補正予算（第2号）



令和5年第4回海老名市議会定例会会期日程（案）

会期17日間

月 日	曜日	種 別	内 容	開 議 時 刻
12月6日	水	本会議	開会、諸報告、議案審議、委員会付託	午前9時30分
12月12日	火	委員会	総務常任委員会 予算決算常任委員会総務分科会	午前9時
12月13日	水	委員会	文教社会常任委員会 予算決算常任委員会文教社会分科会	同
12月14日	木	委員会	経済建設常任委員会 予算決算常任委員会経済建設分科会	同
12月18日	月	本会議	市政に関する一般質問	同
12月19日	火	本会議	市政に関する一般質問	同
12月20日	水	本会議	市政に関する一般質問	同
		委員会	予算決算常任委員会	本会議終了後
12月22日	金	本会議	委員会報告、議案審議、閉会	午前9時30分